

差別と闘い続けた岡山藩の被差別部落

1702 ～ 12	元禄15年 ～ 正徳2年	・国守村の「穢多頭」多左衛門が万成山礫場の死骸取り捨てを拒否し、10年間「お役目」拒否闘争をするが、敗訴する。
1713	〃 3年 6月	・岡山城下の北御門・石山南御門・下馬御門より内への出入りを禁止する。
1730	〃 15年	・「両山非人」が死骸片付け、取り捨ての「お役目」拒否闘争を行う。
1756	宝暦 6年 11月	・差別法令として「…平人よりは身分高振有之趣…」と厳しく「慎み」礼儀正しくせよと命じる。
1768	明和 5年 4月	・倉敷代官所が、「穢多」などに脇差をさして近村を徘徊したり、百姓とけんかをしたりすることを禁止する。
1778	安永 7年	・幕府が差別法令として「近来穢多非人等之類風俗悪敷、百姓町人に対し法外働いたし…」と厳しく申し渡す。
1782	天明 2年 12月	・備前、備中、美作の部落寺12か寺に対し、真言宗から真宗（浄土真宗）に改宗するように命じる。
1794 ～95	寛政 6年 8月 〃 7年	・伊勢大神楽の森本忠太夫が上道郡沖新田の部落で神楽を拒否したため、村への出入りを禁止し藩への歎願書を出す。
1796 1797	〃 8年 5月 〃 9年	・部落取締令で部落民の「慎み」や「礼儀」を強要する。 ・15年間にわたる常福寺檀家の改宗反対闘争と寺社奉行湯浅新兵衛の尽力により常福寺が再興される。
1812	文化 9年 5月	・赤坂郡の村に出作していた「穢多」が、百姓に言い掛かりをつけられ襲われた。裁判では「穢多」側の勝訴となる。
1817 1833 1842 〃	文化14年 天保 4年 〃 13年 6月 〃 〃 7月	・「両山非人」に華美な服装など風俗の取り締まり令を出す。 ・衣類、家屋作り、傘下駄の使用等の取り締まり令を出す。 ・差別法令として「穢多隠亡之類居小屋衣類等平人に紛れ不申様別て引下り可申…」と厳しく申し渡す。 ・衣類は無紋、岩染、渋染に限ると触れ出すが、嘆願闘争にて撤回させる。
〃	〃 〃	・「両山非人」12名が、周辺3か村へ百姓として入ることを嘆願し、許可される。
1843 1850	〃 14年 嘉永 3年	・1833年の取締令を繰り返す。 ・ 〃
1855 1856	安政 2年 12月 〃 3年 1月	・「儉約御触書」（29箇条）が出される。 ・「別段御触書」（5箇条）撤回のため、嘆願から強訴へと被差別身分が立ち上がる。【渋染一揆】